

町田市指定管理者候補者選考委員会及び指定管理者管理運営状況評価委員会設置要綱

第1 設置

公の施設の指定管理者の候補者（以下単に「候補者」という。）の選考及び指定管理者による管理運営状況の評価を適正かつ公正に実施するため、町田市指定管理者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）及び町田市指定管理者管理運営状況評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

第2 選考委員会の役割

選考委員会は、市長が別に定める基準に基づく候補者の選考について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

第3 選考委員会の組織

- 1 選考委員会は、委員4人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

第4 任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

第5 臨時委員

- 1 市長は、必要があると認めるときは、候補者を選考する公の施設（以下「選考対象施設」という。）ごとに、選考委員会に臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、当該選考対象施設に関し専門的な知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の数は、選考対象施設ごとに2人以内とする。
- 4 臨時委員の任期は、選考委員会が当該選考対象施設の候補者の選考について第2の規定による報告をしたときまでとする。

第6 委員長

- 1 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第7 会議

- 1 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 選考委員会は、必要があると認めるときは、選考委員会に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員及び臨時委員は、自らが候補者の役員であるとき、その他適正かつ公正な候補者の選考に支障を来すおそれがあると認められるときは、選考委員会に出席することができない。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

第9 評価委員会の役割

評価委員会は、指定管理者による管理運営状況の評価を検証し、その結果を市長に報告する。

第10 評価委員会の組織

- 1 評価委員会は、委員4人以内をもって組織する。
- 2 委員は、選考委員会の委員をもって充てる。

第11 準用

第4及び第6から第8までの規定は、評価委員会について準用する。この場合において、第7第3項中「候補者の役員」とあるのは「指定管理者の役員」と、「候補者の選考」とあるのは「評価の検証」とする。

第12 庶務

選考委員会及び評価委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

附 則

この要綱は、2008年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年4月1日から施行する。